

(様式第2-7号)

平成 年 月 日

江田島市農業委員会会長 様

住所

(電話番号)

氏名(名称)

農地転用許可後の工事進捗状況について (報告)

このことについては、次のとおりです。

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号 指令 第 号
- 3 転用の用途
- 4 土地の所在
- 5 転用面積 [農地 m²] [採草放牧地 m²]
[その他 m²] [計 m²]
- 6 進捗状況

申請書に記載した 完了予定年月日	未着手	工事中	中止	完了年月日	備考
		土地造成 %			
		建物建設 %			

(注) 「6 進捗状況」欄は、次により記載すること。

- (1) 未着手、中止の場合は、該当欄に○をし、その理由を備考欄に記載すること。
- (2) 工事中のものは、工事の進捗状況を土地造成と建物建設に分けてパーセントで表示すること。
- (3) 工事が完了したとき (一時転用許可の場合は、農地に復元したとき) は、「完了年月日」を記載し、この報告書をもって「完了届」(一時転用許可の場合は、「復元届」)とする。
- (4) 完了予定年月日を過ぎているものは、その理由及び完成予定年月日を備考欄に記載すること。
- (5) 現況写真を添付すること。
- (6) 工事完了の報告には、地目変更が確認できる書類を添付すること。

(様式第2-6号)

注 意 事 項 (条件⑤を付す場合)

- 1 申請書に記載された事業計画(用途, 施設の配置, 着工及び完成の時期, 被害防除措置等を含む。)に従って, 事業を行ってください。
- 2 指令書に付した条件5のとおり, 許可に係る工事が完了するまでの間, 工事の進捗状況を報告する必要があります。
本件許可の日から3箇月後及びその後1年ごとの工事の進捗状況を翌月15日までに, 更に工事が完了したときは完了届を, それぞれ別紙の「進捗状況報告書」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。
- 3 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的, 又は事業計画に変更しようとするとき(第三者に事業を承継する場合を含む。), 及び工事が期限内に完了しないときは, 指令書に付した条件により, あらかじめ知事の承認を受けることが必要になります。
- 4 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には, 農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し, 条件を変更し, 若しくは新たに条件を付し, 又は工事その他の行為の停止を命じ, 若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

※知事許可の場合は, 「農業委員会」及び「農業委員会会長」を「広島県知事」とする。

(様式第2-8号)

注 意 事 項 (一時転用の場合)

- 1 申請書に記載された事業計画(用途, 施設の配置, 着工及び完成の時期, 被害防除措置等を含む。)に従って, 事業を行ってください。

- 2 指令書に付した条件5のとおり, 農地として利用可能な状態に復元するまでの間, 工事の進捗状況を報告する必要があります。
本件許可の日から3箇月後及びその後1年ごとの工事の進捗状況を翌月15日までに, 更に農地への復元が完了したときは復元届を, それぞれ別紙の「進捗状況報告書」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。

- 3 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的, 又は事業計画に変更しようとするとき(第三者に事業を承継する場合を含む。), 及び工事が期限内に完了しないときは, 指令書に付した条件により, あらかじめ知事の承認を受けることが必要になります。

- 4 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には, 農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し, 条件を変更し, 若しくは新たに条件を付し, 又は工事その他の行為の停止を命じ, 若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

※知事許可の場合は, 「農業委員会」及び「農業委員会会長」を「広島県知事」とする。

(様式第2-9号)

注 意 事 項 (その他の場合)

- 1 申請書に記載された事業計画（用途，施設の配置，着工及び完成の時期，被害防除措置等を含む。）に従って，事業を行ってください。
- 2 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的，又は事業計画に変更しようとするとき（第三者に事業を承継する場合を含む。），および工事が期限内に完了しないときは，指令書に付した条件により，あらかじめ農業委員会会長の承認を受ける必要があります。
- 3 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には，農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し，条件を変更し，若しくは新たに条件を付し，又は工事その他の行為の停止を命じ，若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。